

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

代執行費用の徴収手続②

鹿児島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント！
前回に引き続き、代執行費用の徴収手続について解説します。

③ 納付義務の承継

① 承継の意義

納付命令を発する前に義務者が死亡した場合、あるいは納付命令を発した後に義務者が死亡した場合、代執行費用の徴収手続について特別の定めがあります。

特別の定めとは、地方自治法第231条の3第3項^③によることとされる地方税法第9条です。同条は、被相続人に課されるべき、または被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金は、相続人がその納付義務を承継すると定めています。

【地方自治法第231条の3】

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他

の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分^④の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【地方税法】

(相続による納税義務の承継)

第9条 相続(包括遺贈を含む。以下本章において同じ。)があつた場合には、その相続人(包括受遺者を含む。以下本章において同じ。)又は民法(明治29年法律第89号)第951条の法人は、被相続人(包括遺贈者を含む。以下本章において同じ。)に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金(以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」という。)を納付し、又は納入しなければならない。

ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、各相続人は、被相続人の地方団体の徴収金を民法第900条から第902条までの規定によるその相続分によりあん分して計算した額を納付し、又は納入しなければならない。

このうち、「被相続人に課されるべき徴収金」とは、相続開始時において、被相続人において既に抽象的には納付義務は成立しているが、未だ納付命令により納付義務が具体的に確定していないものがこれに当たります。また、「被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金」とは、相続開始時において被相続人につき納付命令が発せられ、具体的納付義務が確定しているものをいいます。納付義務が承継されたことを通知する納付義務承継通知については、法令上の根拠はないのですが、これを相続人に送付するという実務上の扱いがなされています。

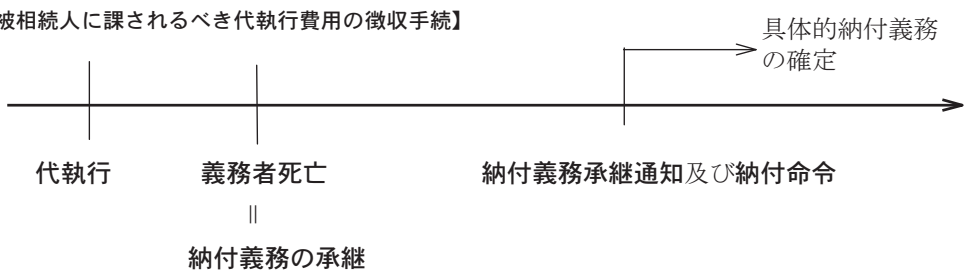
なお、納付義務承継通知は、地方税法第9条により定められている承継すべき額についての通知にすぎないもので、処分にあたらず、行政不服審査法第82条、行政事件訴訟法第46条に定める教示の必要はありません。

納付義務承継通知の一例を示すと次頁のとおりです。

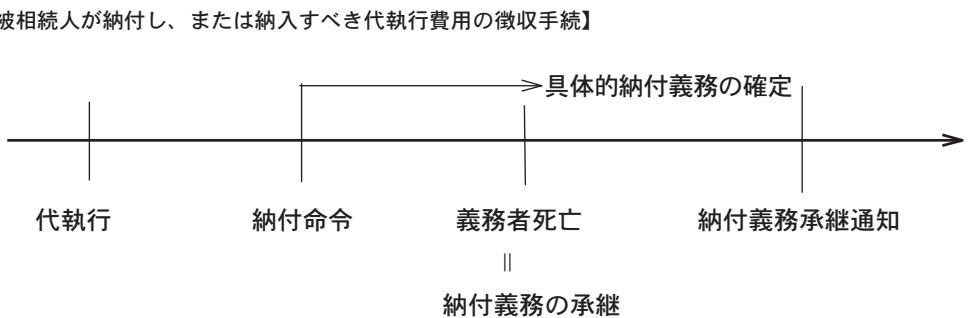
未だ確定されていない納付義務については、承継者に対して、納付命令により具体的に確定する必要があります。このため、納付義務承継通知だけではなく、各相続人に対し、納付義務に応じた納付命令についても同時に発し、以後の徴収手続を進めていくことが必要になります。この点には注意が必要です。

被相続人に係る納付義務を承継する者は、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ）又は相続財産法人です。このうち、「相続人」とは、民法第887条から第890条までに定める者です。また、「包括受遺者」とは、包括遺贈を受ける者です。包括遺贈とは財産を特定せずに財産の一定割合をもって行われる遺贈（＝遺言による遺産の処分）のことです（民法第964条）。このように、包括受遺者は遺産の上に一定の割合の権利を持つ点で相続人と類似するため、相続人と同一の権利義

【被相続人に課されるべき代執行費用の徴収手続】



【被相続人が納付し、または納入すべき代執行費用の徴収手続】



務を有します（民法第990条）。「相続人と同一の権利義務を有」するとは、相続人と同様に積極財産のほか、消極財産である債務も承継し、また、これに伴い相続の放棄、限定承認などの規定（＝民法第896条から第

【納付義務承継通知書の例】

令和〇〇年〇月〇日

納付義務承継通知書

様
〇〇市長 〇〇〇〇◎

あなたは、地方公共団体の歳入について定めた地方自治法第231条の3第3項によりその例によることとされる地方税法第9条の規定により、次に掲げる者の相続人として、被相続人に課されるべき額のうち、下記の算定根拠に基づいて算出された額（承継額）の納付の義務を負うことになりましたので通知します。

なお、相続によって得た財産の価額がその承継納付義務額を超えている場合には、地方税法第9条第3項の規定により、その超える価額を限度として他の相続人の承継納付義務額についても納付責任があります。

被相続人	住 所	
	氏 名	

あなたが納付すべき額（承継額）	〇〇〇〇円
-----------------	-------

被相続人に課されるべき額	〇〇〇〇円	①実際に要した費用 〇〇〇〇円 〇〇市〇〇町〇〇番〇の土地上に存していた違法建築物を除却するため、本市がその委託先に支払った額（〇〇〇〇円）
承継額（被相続人に課されるべき額のうちあなたの納付額）	〇〇〇〇円	被相続人に課されるべき額のうち法定相続分です（百円未満は切り捨て）。

[問合せ先]
 〇〇市〇〇区〇町一丁目1番1号
 〇〇市建築指導課
 TEL×××（×××）××××

※北村喜宣＝須藤陽子＝中原茂樹＝宇那木正寛『行政代執行の理論と実践』（ぎょうせい、2015）262-263頁の図から一部変更し転載

899条まで及び第906条から第940条まで）が準用されます。なお、相続欠格者でない限り、相続人を含め、誰でも包括受遺者となることができます。

右のような納付義務の承継に当たっては、相続放棄及び限定承認の⁽⁴⁾有無について調査する必要があります。相続の放棄、限定承認の申述受理の有無等については、死亡者の最後

の住所地在を管轄する家庭裁判所に対して照会をします。⁽⁵⁾

【民法】
 （相続の放棄の方式）
 第938条 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならぬ。

（相続の放棄の効力）
 第939条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

（限定承認）
 第922条 相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。

（共同相続人の限定承認）
 第923条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

（限定承認の方式）
 第924条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第915条第1項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

次に「相続財産法人」についてです。相続財産法人とは、相続人のあることが明らかでない場合、相続人が一人もいない場合、相続人全員が相続放棄をした場合などに相続財産によって構成される法人をいいます。

この相続財産法人ですが、相続財産自体を

法人とするものであって、相続財産の管理及び清算を目的として特に手続や公示を必要とすることなく当然に成立するものです。

【民法】

(相続財産法人の成立)

第951条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

相続財産が成立すると、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、相続財産管理人を選任することができます。

【民法】

(相続財産の管理人の選任)

第952条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

自治体は、相続財産法人に対し代執行費用請求権を有していれば、利害関係人として、相続財産管理人選任の申立てを行い、選任された相続財産管理人に対し、徴収手続を進め

ることができます。

選任された相続財産管理人は、相続債権者に対し、一定の期間内に請求の申出をすべき旨を公告し(民法第957条)、申出のあった債権者に対して配当を行います。

【民法】

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第957条 第952条第2項の公告があった後2箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 第927条第2項から第4項まで及び第928条から第935条まで(第932条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。

相続財産の清算手続において、代執行費用は、他の一般債権者よりも優先的に弁済を受けることができます(民法第957条第2項により準用される第929条ただし書)。

【民法】

(公告期間満了後の弁済)

第929条 第927条第1項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に同項の申出をした相続債権者その他知れている相続債権者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

なお、徴収手続とは直接関係はありませんが、相続人は相続放棄や限定承認をしたからといって、相続財産の管理を当然に免れるものではありません。相続財産管理人が選定されるまで相続財産に対する管理義務が継続します(民法第940条第1項)。

【民法】

(相続の放棄をした者による管理)

第940条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

(限定承認者による管理)

第926条 限定承認者は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。

2 第645条、第646条、第650条第1項及び第2項並びに第918条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(2) 承継の範囲

承継者が一人の場合には、当該承継者が被相続人の納付義務の全部を承継します。次に承継者が二人以上の場合には、民法第900条から第902条までに定める法定相続分に応じた納付義務を、また、受遺者がいる場合にはその受遺分に応じた納付義務を、さらに、限定承認がある場合には相続により得た財産を限度として、それぞれの納付義務を承継することになります。

【民法】

(法定相続分)

第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

(1) 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2

分の1とする。

(2) 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。

(3) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

(4) 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

(代襲相続人の相続分)

第901条 第887条第2項又は第3項の規定により相続人となる直系尊属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系尊属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

2 前項の規定は、第889条第2項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

(遺言による相続分の指定)

第902条 被相続人は、前2条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。

2 被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前2条の規定により定める。

具体的に確認しましょう。配偶者（法律婚の配偶者に限る。以下同じ）がいる場合、当該配偶者は常に相続人となります。これは相続が夫婦の財産の清算という側面を持つからです。また、配偶者と子が相続する場合には、それぞれの相続分は、各2分の1ずつとなります（民法第900条第1号）。配偶者と直系尊属が共同相続する場合、法定相続分は配偶者3分の2、直系尊属3分の1となります（民法第900条第2号）。さらに、配偶者と兄弟姉妹で相続する場合には、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1となります（民法第900条第3号）。

さらに、もう少し詳しく見ていきましょう。被相続人の子は、欠格（民法第891条）、推定相続人の廃除（民法第892条）に該当する、あるいは、相続の放棄（民法第939

条) などが無い限り、相続人となります。子は第一順位の相続人とされ、子が一人でもいれば、直系尊属及び兄弟姉妹は相続人にはなりません。子が複数存在する場合には、子らの法定相続分は均等となります(民法第900条第4号本文)。子が被相続人より先に死亡し、かつ、被代襲者に子(Ⅱ代襲相続人)がいる場合には、代襲相続人の法定相続分は被代襲者の法定相続分と同じです。この場合において、代襲相続人が複数存在する場合には、法定相続分は均等となります(民法第901条第1項)。

第一順位の相続人である子が存在せず、直系尊属が存在する場合には、直系尊属が相続人となります。直系尊属が一人でも存在する場合には第三順位の兄弟姉妹は相続人にはなりません。配偶者や包括受遺者がおらず、直系尊属のみが相続人である場合には、直系尊属が相続財産全てを相続します。直系尊属が複数存在する場合には、各直系尊属の法定相続分は、均等となります(民法第900条第4号本文)。

第一順位の子及び第二順位の直系尊属が共に存在しない場合は、兄弟姉妹が相続人となります。この場合において、配偶者や包括受遺者がいないときは、兄弟姉妹が相続財産全てを相続します。相続人たる兄弟姉妹が複数

いるときには、その相続分は均等となります(民法第900条第4号本文)。兄弟姉妹が被相続人より先に死亡しており、兄弟姉妹の子(Ⅱ代襲相続人)が存在する場合には、当該代襲相続人の法定相続分は被代襲者の法定相続分と同じとなります。代襲相続人が複数存在する場合には、その相続分は均等となります(民法第901条第2項)。ただし、被相続人と兄弟姉妹が父母の双方を同じくする関係の場合と父母の一方のみを同じくする関係の場合とは、相続分が異なります。この場合、後者は前者の法定相続分の2分の1となります(民法第900条第4号ただし書)。

ところで、法定相続人とともに、包括受遺者がいる場合、どのように考えればよいのでしょうか。包括遺贈を受ける者である包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有するとされますが、法定相続分について、民法の具体的定めはありません。そのため相続分をどのように考えるかについては、諸説あるのが現状です。

このうち、代表的な考え方を見ていきましょう。まず、包括受遺者が共同相続人とは別の第三者の場合です。この場合、例えば、被相続人が共同相続人ではない第三者に財産全体の4分の1を遺贈するとしたときには、残り4分の3について法定相続人が、民法第

900条及び第901条に定める割合により相続するという考えがあります。

他方、包括受遺者が共同相続人でもある場合はどうでしょうか。被相続人が法定相続人の一人を包括受遺者とし、財産全体の4分の1を遺贈するとした場合、包括受遺者である法定相続人は、4分の1のみ取得し、残りは法定相続分の割合に応じて相続するという考えがあります。これに対し、包括受遺者でもある法定相続人は、4分の1を取得した上で、残りについても法定相続分の割合により相続するといった考えもあります。

(3) 納付責任

相続人が二人以上で、相続によって得た財産の価格が、相続により承継した納付額を超えている者がある場合、その者は、その超える額を限度として他の相続人の承継額について納付責任を負担します(地方税法第9条第3項)。

【地方税法第9条】

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を

限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責に任ずる。

次の例で納付責任の範囲について具体例で確認しましょう。

【納付責任の例】

被相続人の滞納費用…400万円
 相続人…配偶者A、長女B及び次女C
 相続財産…600万円

	配偶者A	長女B	次女C
法定相続分	2分の1	4分の1	4分の1
相続財産	300万円	150万円	150万円
承継額	200万円	100万円	100万円
納付責任	100万円	50万円	50万円

法令に定めがあるわけではありませんが、実務では、「相続によって得た財産の価額がその承継額を超えている場合には、地方税法第9条第3項の規定によりその超える額を限度として他の相続人の承継税額につき、納付責任がある」旨の文言が納付義務承継通知書に記載されます⁽⁸⁾。(前記の【納付義務承継通知書の例】を参照)。

注

- (3) 「地方税の滞納処分の例」により準用されるのは、滞納処分に関する規定だけでなく、地方税法第9条のように徴収一般に共通するような基本的事項を定める規定も含まれる。(志場喜徳郎「荒井勇」山下元利「茂申俊共編『国税通則法精解(平成31年改訂)』(大蔵財務協会、2019) 115頁以下参照)。
- (4) 相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすること(民法第922条)。相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してこれを行わなければならない(民法第923条)。
- (5) 照会書の様式については、杉之内孝司『地方税・公課徴収事務入門』(ぎょうせい、2006) 334、335頁参照。
- (6) なお、ごみの不法投棄や雑草の繁茂あるいは危険な空き家の存在などにより、相続財産に属する土地が周辺の生活環境に悪影響を与え、土地を適切に管理する必要性が高いといった事情に基づき自治体が相続財産管理人の選任等を請求できるか否かについて疑義があった。この点に関し、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、自治体が相続財産管理人選任の申立てができるようになり、その疑義は解消された。
- (7) 詳細については、潮見佳男編『新注釈民法(19) 相続(1)』(有斐閣、2019) 235頁「本山敦」参照。
- (8) 黒坂昭一「もう悩まない! 地方税滞納整理の実務」(ぎょうせい、2019) 131頁。